

【福島県原子力損害対策協議会】 原子力損害賠償の完全実施に関する 緊急要望・要求活動 結果概要

□日 時 令和元年11月18日（月）10：30～14：00

□要望(要求)者 会長代理：福島県副知事 鈴木正晃
副会長：JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会 会長 菅野孝志
副会長：福島県商工会連合会 会長 轡田倉治
副会長代理：福島県市長会 本田仁一（田村市長）
副会長代理：福島県町村会 理事 高橋宣博（桑折町長）

□要望(要求)先 経済産業省（対応者 政務官 中野洋昌）
文部科学省（対応者 副大臣 亀岡偉民、副大臣 上野通子）
復興庁（対応者 副大臣 横山信一）
東京電力ホールディングス株式会社
（対応者 代表執行役社長 小早川智明ほか）

※上記のほか、原子力損害賠償紛争審査会に対しても要望書を別途提出

□要望(要求)項目

- 1 営業損害に係る賠償
- 2 被害者や地域の実情を踏まえた賠償
- 3 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償
- 4 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介
- 5 自主的避難等に係る賠償
- 6 地方公共団体に係る賠償
- 7 消滅時効への対応
- 8 賠償金の税制上の取扱い（国のみ）
- 9 生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施（国のみ）

□内 容

鈴木県原子力損害対策協議会会長代理から、国、東京電力に要望(要求)書を手交し、緊急要望(要求)を行った。対応者等の発言内容は以下のとおり。

1 経済産業省（対応者：政務官 中野洋昌）

10：30～10：45 経済産業省 本館12階 中野政務官室

【鈴木県協議会会長（副知事）】

＜営業損害に係る賠償＞

- 要望書2頁の1（1）ア、イ。避難指示区域内等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者等の意向を十分に踏まえ、賠償基準を早急に確定させるよう東京電力を指導願う。
- また、区域外の風評賠償も含め、農林業者等の意見・要望に柔軟に対応させるようお願いする。
- 要望書2頁の1（2）イ。商工業等の一括賠償後の取扱いについて、支払実績が全然伸びていない状況にある。被害者の相談や請求に丁寧に対応し、業種や一部の統計データによって表面的に判断することなく事情をしっかりと把握した上で、十分な賠償がなされるよう指導をお願いする。東京電力は個別に対応すると言っているが実績として上がっていないので、実績として見せていただきたい。



＜原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介＞

- 要望書5頁の4（1）。ADRについて、3月に世耕大臣から東京電力を指導いただいたが、原子力災害の原因者としての自覚を持って和解案を積極的に受け入れるよう、今後も強く指導願いたい。

＜消滅時効への対応＞

- 要望書7頁の7。消滅時効については、東京電力も将来にわたり時効を援用しない旨を表明しているが、きちんと示すためにも特別事業計画に位置付け明記するよう指導してほしい。損害がある限り賠償を継続するという基本に帰り、損害がある限り幅広く賠償するよう指導願いたい。

【中野政務官】

- 農林業の賠償について、令和2年以降の賠償の枠組みを農林業関係者の御意見をしっかりと踏まえて検討していく。引き続き厳しい環境に置かれた皆様にとしっかりと寄り添い、適切な賠償が行われるように東京電力を指導していく。
- 2点目の商工業等の賠償について、皆様の置かれた状況が様々で個別の事情を丁寧に伺いながら適切かつ迅速に賠償が行われるよう東京電力を指導していく。
- ADRについても、東京電力自身が新々・総合特別事業計画を出して原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案の尊重ということを自ら表明しているので、これに基づき誠実に対応していくというのが当然の責務と考えている。
- 最後に時効の問題については、東京電力が10月30日にプレスリリースを行い

時効に対し柔軟に対応するという考え方を改めて示したところであるが、引き続き関係機関とも連携し賠償に関して正確な情報発信と周知に努めるよう東京電力をしっかりと指導していく。

- 引き続き、福島復興に関して全力で取り組んでいく所存であるのでよろしくお願いしたい。

【菅野 J A 協議会会長】

- 先ほど政務官からも話があったように、誠実な対応を含めて御指導いただいているところだが、原発事故から8年8か月が経過してもまだ農産物の風評被害の問題や避難指示区域内の損害賠償の問題がある。

避難指示区域内の損害賠償は令和元年で一旦区切りがつくため、5月から9月まで東京電力と色々と議論しながら方針等を生産者に説明等してきたが、理解しにくいことから、これらに対する対応等も含めて万全を期していただきたい。

- 休業賠償について、営農再開できる環境が整ったとの判断になった場合、余儀なき事情がなければ賠償されない。この余儀なき事情というのが非常に中途半端な状況になっている。営農再開できる基準とは、県や市町村が色々な試験栽培等をして問題ない、用排水路も出来た、人も集まってきた、この場所なら間違いなく営農再開できるという状況ではないか。明確な基準がないと判断がしにくいので、これらに対する対応等も含めてお願いしたい。
- 休業賠償の余儀なき事情については、東京電力も精力的に考えると思うが、貴省からきちんと御指導いただきたい。

【轡田商工会連合会会長】

- J Aと同じように我々も以前から東京電力には基準を示すよう要求してきたが、まだ示されていないのが現状。一括賠償後の追加賠償については、請求が約900件、うち支払いを受けたのは14件、審査中が134件、断られたのが約700件。基準が曖昧なため、賠償された理由、賠償されなかった理由が分からない。当会の事務局職員も基準がないため指導の方法がない。そのことを是非東京電力に強く言って欲しい。

【本田田村市長（市長会）】

- 放射能に対する国民の理解が進めば風評払拭に繋がるので、今年の大学入試センター試験に取り入れていただいたことは、非常に大きな前進である。しかし、国民の中ではまだまだ理解が進んでいないので、理解される取組をさらに協力して取り組んでいただきたい。
- イノベーション・コースト構想について色々と事業展開していただいているが、やはり交流人口拡大というところにもう少し視点を置いて考えていただければ被災地の復興に繋がると思う。その2つを是非お願いしたい。

【高橋桑折町長（町村会）】

- 町村会としては、原発事故さえ起きなければ必要のなかった行政としての対応、

それに伴う人件費やいわゆる行政経費については因果関係が明らかであるにも関わらず対応がなされていない。原発事故から8年8か月が経過したが、その間、各地方公共団体は財政的に非常に厳しい状況であり、完全賠償について御指導いただきたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 先ほど轡田会長が言ったように、断るなら断るでも構わないが、断られた理由が分からないとチャレンジしようがない。類型化でもいいが、こういうケースは賠償は難しい等と言ってもらえないと議論がかみ合わない。そこは強く御指導いただきたい。

【轡田商工会連合会会長】

- 私どもの会員は小規模事業所が多く、自ら賠償請求の書類を作成することは難しいことから、当会の職員が作成している。そのため、職員が作成する書類に問題があるから賠償されないのではないかとの話になってくる。基準があれば職員も説明できるようになるので是非よろしくお願いしたい。

【菅野JA協議会会長】

- 除染したからといっても、色々な試験栽培等を終えて、それなりに人が集まらないうと営農再開できない。意外と用排水やダムからの水路等が整備されていない。ここだけやったからどうぞと言われても出来る訳がない。生産者がこれなら営農再開できると思うところまで整備してもらわなければ、余儀なき事情による休業には該当しないと言われても困る。大詰めに迎えていると思っているが、県や国の指導をいただきながら我々も精一杯がんばりたい。
- 賠償を受け取ることが仕事ではなく、生業が成り立つことが大事。この原子力災害の中で、もう一度がんばりたいという人達はきちんと支援しながら形を整えたい。

【中野政務官】

- 原発事故と相当因果関係のある損害は当然しっかりと賠償していくものであり、それに加えて今日皆様の色々な御意見をしっかりといただいたので、再開に向けた取組が進むように我々としてはしっかり受け止め前へ進めたい。

2 文部科学省（対応者：副大臣 亀岡偉民、副大臣 上野通子）

11：00～11：20 合同庁舎7号館 11階 亀岡副大臣室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜被害者や地域の実情を踏まえた賠償＞

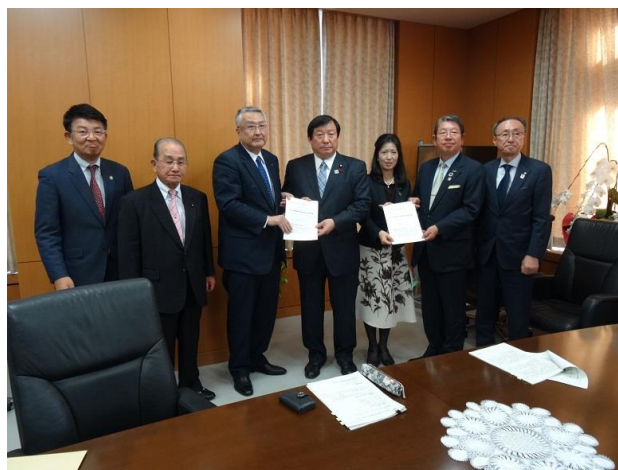
- 要望書4頁の2（5）。中間指針について、原子力損害賠償紛争審査会において現地調査や関係市町村等から広く意見聴取する等、色々と活動いただいているが、本県の現状をしっかりと把握した上で、適時適切な見直しを行ってほしい。

＜原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介＞

- 要望書5頁の4（1）。ADRについて、3月に貴省から東京電力に対し、被害者に寄り添った賠償を進めるよう御指導いただいた。今後とも、東京電力が和解案を積極的に受け入れるよう、引き続き後押し願いたい。

＜消滅時効への対応＞

- 要望書7頁の7。消滅時効については9月の原賠審でも取り上げていただき、先日も、東京電力は柔軟に対応する旨表明したが、被害者の不安を払拭するためにも、もっと踏み込んだ形で、将来にわたり時効を援用しない旨の明示がなされるよう、新々・総合特別事業計画において明示をする等具体的な形で表明していただきたいので、今後もお力添え願う。
- また、ADR手続のことを知らない方もいるので、一層の周知をお願いしたい。
- いずれにせよ、原発事故の被害者が請求の機会を失うことはあってはならないので、しっかりと対応願いたい。
- 併せて、本日は原子力損害賠償紛争審査会の鎌田会長宛の要望書もお持ちしたので、会長にも是非お伝え願いたい。



【亀岡副大臣】

- 文部科学省では、日頃皆様からいただいている要望にしっかりと対応できるよう体制作りに取り組んでいる。皆様が不安にならないよう、国が責任を取れる環境の中で、東京電力にはしっかりと誠意ある回答をもらうことが重要だ。
- 最初にいただいた指針の適切な見直しについて、ご存じのとおり、原賠審の委員は積極的に現地を訪問し現状をよく把握している。その中で色々と見直しをすべきものがあれば見直すと聞いており、しっかりとこれからもやらせていただく。
- 原子力損害賠償紛争解決センターの和解案については、正に皆様から多くの要望をいただいております、東京電力も誠意ある回答をするということできっちり体制をと

ってもらっているところだが、先日、改めて東京電力に対し、しっかりと対応するよう伝えたところ、東京電力からきちんと和解案を尊重すると明確な発言があったので、御安心いただけるように我々もしっかり体制をとっていきたい。

- 消滅時効の対応についても東京電力に話をした。その後に報道発表もされたが、消滅時効への対応もきちんとやると言っている。そういう責任ある態度は大事な事だと伝えており、これからも明確にさせていきたいと考えている。
- 出来る限り皆様が不安にならないように、そして被災された方々が早く最善の方法でしっかりと復興に向けて歩み出せる環境作りを今後もしっかりと我々としても取っていくので、何かあれば言って欲しい。

【菅野 J A 協議会会長】

- 原発事故から 8 年 8 か月が経過する中、回復した部分も若干見られるが、米、桃、牛肉等、品目によってはまだまだ農産物の価格の問題等が残っている。経済産業省、農林水産省、それから復興庁含めて色々な調査等の御支援をいただいているが、これらに対する状況が大変厳しい中で農家はがんばっている。学校給食の問題等含め色々な角度で福島県が阻害されることのないよう対応願いたい。
- 避難指示区域内の 3 倍一括賠償が令和元年で一旦区切りがつくことから、その後の取扱いについて、東京電力から色々な案が出され 5 月以降協議を続けてきた。生産者にも説明したが、東京電力から示された内容では我々としても理解しにくく、極めて具体性に欠く等色々な御意見をいただいている。
福島県、農林水産省、関係省庁合わせて営農再開に係る一つの基準が出来た際には、東京電力がそれを遵守し賠償に関わる対応をするよう御指導いただきたい。
- 我々も関係機関と連携しながら早く生産活動や営農再開が出来るようにがんばっていききたい。これらに対する取組等や賠償関係についてもきちんとした制度設計の中で組織的に対応し、我々も最善の努力をしたいと考えている。皆様方の御指導、御鞭撻を賜りたい。

【轡田商工会連合会会長】

- 商工業等の一括賠償後の追加賠償について、請求が約 9 0 0 件、うち支払い済みが 1 4 件、審査中が 1 3 4 件、断られたのが約 7 0 0 件。賠償請求手続きについて、東京電力側の指導が強くなってきており、非常にやりづらくなってきている。
以前から我々は東京電力に賠償出来るケースと出来ないケースの基準を示すよう要求している。我々の会員は小規模事業者が多いことから、事務局の職員が指導しつつ請求書までほぼ作成しているため、東京電力から賠償を断られると職員の書類作成に問題があるのではないかと言われてしまう。ダメならダメでも構わないので、基準を示して欲しい。これは何年も前から要求しているが東京電力はほとんど何も示してくれない。是非国からも強く御指導願いたい。

【本田田村市長（市長会）】

- 国民の中で放射能に関する理解が進んでいない。今年の大学入試センター試験に放射能について出題されていることは大きな前進だと捉えているが、子供から大人

まで幅広い年齢層において、放射能に関する正しい知識の習得、また、当該知識に基づき適切に行動する能力の向上を図るあらゆる施策を差別や偏見がなくなるまで国を挙げて取り組んでいただきたい。

- また、放射線の測定や食品の放射能測定、外部被曝、内部被曝の測定、子供や保護者の不安解消に係る取組についても、引き続き御支援をいただきたい。

【高橋桑折町長（町村会）】

- 原発事故さえ起きなければ必要なかった新たな業務が相当数出てきており、人的配置等による職員の新たな採用等、多大な行政経費が発生しているが、東京電力では未だ賠償の範囲として全く対応していないので、しっかりと賠償するよう御指導願いたい。

【亀岡副大臣】

- 放射能について、学校への放射線副読本の配布等を通じて、正しく理解してもらうための努力は続けている。学校給食は出来る限り地産地消で福島県産農産物を使用してもらいたいということと、風評払拭の面だけではなく、おいしい福島県産農産物を積極的に使ってほしいということで、色々な地域にお願いしている。今後も継続していきたい。
- 東京電力の賠償について、個別事情を伺うことになってから皆様からの不安や不満が多くなっている気がする。東京電力に確認し、自ら約束したとおり、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介案に対する誠意ある対応を取るようもう一度きつく言いたい。
- 商工業等の営業損害に係る一括賠償後の追加賠償について、先ほど約700件の請求が断られたとの話があったが、なぜダメなのかも含めてしっかりやらせなければならない。14件しか賠償されておらず、審査中の134件についてはスムーズに対応させなければならないと思っているので再確認していきたい。
- 各市町村の経費に係る賠償について、東京電力には以前から状況を聞いているが検討中としか回答がない。各市町村に迷惑をかけた分についてしっかりと対応するよう再度申し上げていきたい。

【上野副大臣】

- 私も栃木県出身なので、同じような被害、特に農業問題や観光風評被害等を受けており、修学旅行生を始め、観光地にはまだ観光客が約8割しか戻っていないのが現状である。さらには食育や給食で地産地消を進めているが、どちらかと言えば県外から来られる方から、観光地に行くのはいいが、食べ物は他の産地の物を使ってほしいとの要望が未だにあるのが現状。食育の方で進めて子供達にとっても福島のおいしい物を食べようという啓発が重要だと思うので、栃木県と同様に福島県でもしっかりと出来るように取り組んでいく。
- この前、原子力損害賠償紛争解決センターを訪問した。スタッフは一生懸命取り組んでいるが、本当に一つ一つ細かな問題なので、時間がかかるという状況も聞いてきた。しかしながら早急に対応することは重要なので、出来る限り早急に対応す

るよう伝えてきたところ。

3 復興庁（対応者：副大臣 横山信一）

11：35～11：45 合同庁舎4号館 10階 横山副大臣室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 要望書7頁の9。賠償だけでは福島県の復興・再生は成しえないので、住宅確保や就労の支援、農林水産業及び商工業等の事業再開や転業等のための支援、教育や医療、福祉サービスの充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施していただきたい。
- 復興の司令塔である復興庁が中心となり、生業の再建等について支援をお願いしたい。
- 当然、復興・創生期間後も十分な財源や体制の確保を含め、しっかりと対応いただきたい。



【菅野JA協議会会長】

- 風評被害について、原発事故から8年8か月が経過し、農林水産省、経済産業省、復興庁、流通関係の方々に御協力をいただきながら少しずつ変わり、改善された品目もあるものの、数品目についてはまだ根強く残っている。
- 賠償関係で経済産業省を含めて色々と御尽力いただいているが、3倍一括賠償が今年で一旦区切りがつくことから、その後の取扱いに係る案について東京電力から説明があった。その後、色々と協議しながら生産者に説明してきたが、営農再開出来る基準というのが曖昧なので、具体的に示すよう御指導いただきたい。
- 休業を余儀なくされている状況等を含めてこれらに対する賠償関係については組織的に対応していきたい。いち早く営農再開できることが我々の勤めだと思っており、精一杯取り組んでいくので、これらに対する御指導をよろしくお願いしたい。

【轡田商工会連合会長】

- 東京電力の賠償について、非常に分かりにくい点がある。一方的に決めているものが多い。請求しても何の返答もない。連絡してもなしのつぶてのような返答。こういう状況では非常に困る。賠償を断るにしても理由があるはずなので、東京電力には理由をきちんと説明するとともに、こういうケースの場合はこうなるとの基準を示してほしい。是非、復興庁からも東京電力を指導していただきたい。基準があれば当会事務局の職員がこのケースの賠償は難しい等の説明を会員事業所へする

ことが出来る。基準がないと賠償されるのかどうか見込みも立たないまま書類を作成することになるので、そういうことのないように御指導願いたい。

【本田田村市長（市長会）】

- 福島県は特に医療人材が不足しているので、医療人材確保のための人件費の補助、それから医療機関の支援、自治体の財政措置の継続をお願いしたい。
- それから風評払拭や地産地消を図るためにもイノベーション・コースト構想には交流人口の拡大という視点をおいていただきたいと思いますと思っているので御支援よろしくをお願いしたい。

【高橋桑折町長（町村会）】

- 先般は復興庁の設置期限の10年延長や復興特会の継続等、新たな復興基本方針の骨子案が示されたところであり、町村会としても感謝申し上げます。
- それぞれの自治体を預かる者として皆様とともに安心して更なる復興に向けて取り組んでまいり所存であるので、今後とも引き続きの御支援を心からお願いしたい。

【横山副大臣】

- 生活再建と住民帰還に向けた生活環境整備は極めて重要なことだが、復興庁が実施している住民意向調査で帰還を判断する条件の上位には医療介護福祉施設の再開や新設、商業施設の再開や新設が上位に入っており、戻りたいという希望が叶うように医療介護、買物環境、教育等の生活環境整備並びに産業、生業の再生をしっかりと支援していく。
- また、未だ避難を継続している方もいる。県外避難の方達もいる。避難者の方を応援していただいている生活者再建支援拠点が全国に26カ所ある。そうした人達と会議を開きながら支援をしっかりと続けられるようにがんばっていく。このブロック会議は全部で3回実施するが、東日本でのブロック会議を2回終えて、明日、西日本でブロック会議を行う。西日本の拠点の方達の中心者は正に避難されている当事者の方達がやられている場合が多い。相談会をしっかりとやりたい。
- 皆様から賠償の基準、風評払拭、あるいは交流人口の拡大等、貴重な御意見をいただいたので、関係省庁と連携しながらしっかりとがんばりたい。

4 東京電力（対応者：代表執行役社長 小早川智明ほか）

13:00～14:00 東京電力本館 3階 C会議室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 東京電力においては、被害者が一日も早く生活や事業を再建することができるよう、また、被害者が消滅時効によって請求の機会を失うことのないよう、指針に明記されていない損害への対応を含め、被害者それぞれの立場に立った的確、迅速な賠償を最後の一人まで貫徹し、原子力災害の原因者としての責任を全うすべきである。



よって、福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施を強く要求する。

【東京電力 小早川社長】

- 福島第一原子力発電所事故から8年8か月が経過した。今なお、福島県の皆様、それから自治体、関係団体の皆様には大変な御迷惑と御心配をおかけしていることを改めてお詫び申し上げます。
- 今年は台風災害の多い年だったが、特に台風19号、それから10月25日の大雨では福島県広域で大きな災害に見舞われたと聞いている。心からお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧を心から祈っている。
- ただいま鈴木副知事から原子力損害賠償の完全実施に関する要求書を頂戴した。また、本日、福島県原子力損害対策協議会の皆様からの御意見も含めてしっかりと対応してまいります。
- 弊社としては福島の復興が私たちの原点と位置付け迅速かつきめ細かな賠償を徹底するとともに、最後の一人までしっかりと賠償を貫徹し福島の復興への責任を確実に果たしていく所存である。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜営業損害に係る賠償＞

- 要求書2頁1（1）ア。避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、営農・林業再開に支障が出ないように、農林業者や関係団体の意向を十分に踏まえた上で、賠償基準を早急に確定させるとともに、農林業者等へ丁寧な周知・説明を行い、被害の実態に見合った賠償を確実に行うこと。また、風評被害はもとより、地域に特別な状況や被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立場に立って柔軟に対応すること。
- 要求書2頁1（1）イ。避難指示区域外における農林業の風評賠償について、農林業者や関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、賠償請求手続の変更に伴う被

被害者の負担軽減を進めながら、被害者の立場に立った賠償を行うこと。

- 要求書2頁1(2)イ。商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実にかつ迅速に行うこと。

＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

- 要求書5頁3(2)。指針は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応するなど、被害者優先の親身な賠償を行うこと。

＜原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介＞

- 要求書5頁4(1)。原子力損害賠償紛争解決センターが提示する総括基準や和解仲介案を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れ、確実にかつ迅速に賠償を行うこと。また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続によらず、直接請求によって一律に対応すること。

＜消滅時効への対応＞

- 全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底することはもとより、指針に明記されていない損害への対応を含め、将来にわたり消滅時効を援用しないことを新々・総合特別事業計画に追記する方法により具体的かつ明確に示すこと。
- 以上、最後まで責任をもって、損害がある限りは賠償するよう強く要求する。

【東京電力 小早川社長】

- 農林業の将来分一括賠償後の取扱いについては、農林業固有の特性によるやむを得ない特段の御事情により損害の継続を余儀なくされ、事故と相当因果関係のある損害が一括賠償額を超過した場合には、適切に対応していきたいと考えている。その際は、農林業関係者の皆様から実情をしっかりと伺いながら、実態に即した賠償にしたいと考えており、今後の御案内の方法等も含め、鋭意検討を進めてまいります。

営農再開後も風評被害が継続する場合や、作物が収穫に至らない場合等、事故と相当因果関係のある損害が継続する限り、引き続き、御請求者様ごとの御事情を丁寧に伺い、被害を受けられた皆様に寄り添った適切な対応に努めてまいります。

- 次に、避難指示区域外における農林業の風評賠償については、農林業関係者の皆様の御意見、御要望等を丁寧に伺いながら検討を進め、2019年1月以降の損害から、新たな算定方式を適用させていただいている。変更内容に関するお問い合わせをいただいた際には、丁寧に御説明させていただいている。

なお、御請求の際は、基準単価の見直し作業のお手伝いや、御請求者様にて賠償金額を算出いただく手順を省き、弊社にて賠償金額を算出させていただくなど、御請求者様の御負担の軽減に努めてきた。

引き続き、被害を受けられた皆様に寄り添い、また、御意見・御要望等をいただいた際には、御事情を丁寧に伺いながら、適切に対応させていただく。

- 商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについては、やむを得ない特段の御事情により損害の継続を余儀なくされ、事故との相当因果関係のある損害が、一

括賠償額を超過したとお申し出がある場合には、御請求者様ごとの個別の御事情を丁寧に伺った上で、一律に判断することなく、適切に対応させていただいている。

なお、個別の御事情を伺う上で、新たな証明書類等の提出をお願いさせていただく必要性は御理解いただきたいと考えているが、これまでに御提出いただいた書類を活用する等して、御請求者様の御負担の軽減に努めていく。

また、昨年の要望活動において、鈴木副知事並びに轡田会長から御意見をいただいた一括賠償後の追加賠償の考え方については、後ほど、福島原子力補償相談室の内田より説明させていただく。

- 弊社は、現在、原子力損害賠償制度の枠組みの下で、中間指針等を踏まえ、損害を被られた方々への公正かつ迅速な賠償金のお支払いに取り組んでいる。

なお、中間指針には、「賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものである」、「中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」との記載がある。

弊社としては、この考え方を肝に銘じ、中間指針に記載されていない損害賠償項目も含め、被害を受けられた方々の個別の御事情を丁寧に伺い、引き続き、きめ細やかな賠償に取り組んでいく。

- 弊社としては、新々・総合特別事業計画に掲げているとおり、これまでも和解仲介案の尊重というお約束に沿って、和解の早期成立に向け誠実に対応してきたところであり、その考えは今後とも変わりはない。

日頃より国からも御指導をいただいているところであり、ADRを申し立てされた方々の個別の御事情を丁寧に伺いながら、迅速な解決に向けて誠実に対応している。

その結果、現在、ADRセンターに申し立てされているもののうち、申立人による取り下げを除けば9割以上の和解案を弊社は受け入れているところである。

なお、直接御請求いただいた場合についても、被害を受けられた方々の個別の御事情を丁寧に伺いながら、引き続ききめ細かく適切に対応してまいり。

- 弊社は、2013年2月に消滅時効に関する考え方をプレス発表しており、その中で、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も、御請求者様の個別の御事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただくことを表明している。この考え方については、現時点においても変更はない。

しかし、再来年の2021年3月には本件事故から10年が経過することから、時効が到来して、賠償が受けられなくなるのではないかと御心配の声をいただいていることや、福島県原子力損害対策協議会をはじめとして、消滅時効に関する弊社の考え方を示すよう要求をいただいていること等から、あらためて2019年10月30日にプレス発表をし、弊社はこの考え方について、広くお知らせさせていただいた。

なお、消滅時効に関する弊社の考え方を今後も広くお伝えするため、御指摘いただいた新々・総合特別事業計画等への記載も含め、引き続き検討していく。

弊社としては、本件事故による損害賠償の御請求について、被害を受けられた方

々が時効によって適切な賠償を受けられなくなることがないように、時効完成後も、3つの誓いに掲げる最後の一人まで賠償貫徹という基本的な考え方のもとに対応させていただく。

【東京電力 福島原子力補償相談室 内田室長】

- 先ほど社長の小早川から申し上げた商工業等の一括賠償後の追加賠償の考え方について説明させていただく。

商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについては、やむを得ない特段の御事情により損害の継続を余儀なくされ、原発事故と相当因果関係のある損害が、一括賠償額を超過したとのお申し出がある場合には、御請求者様ごとの個別の御事情を丁寧に伺った上で対応させていただいている。

その場合のやむを得ない特段の事情の考え方について、例えば、避難指示区域内の商工業者様の場合、「事故により休止を余儀なくされた事業を移転・転業等することができない事情があり、損害を回避・減少させる取組に十分注力されてもなお、本件事故による損害が発生している場合」等が考えられる。

また、避難指示区域外の商工業者様については、「事故と相当因果関係のある風評被害等が継続しているような場合で、事業の構造やその活動内容を変更することが難しい等の事情があり、損害を回避・減少させる取組に十分注力されてもなお、事故による損害が発生している場合」等が考えられる。

なお、必ずしもこの考え方のみ限定されるものではないと考えており、弊社としては、事業者様お一人お一人に、損害が発生している具体的な御事情等を丁寧にきめ細かく伺い、適切に対応させていただく。

【菅野JA協議会会長】

- 原発事故から8年8か月が経過したが、一部の地域では未だに避難指示が解除されることなく、営農再開どころか立ち入りが制限されている状況にある。そういう中、県や関係機関の御指導を受けながら、農産物の生産やこれらに係る風評被害対策についても万全を期してきたが、品目によっては未だ風評被害が依然として残っている状況等もあり、農家の方々は再生産をする意欲さえも失いかけないような状況にあることを御賢察いただきたい。
- 避難指示区域外の農林業に係る賠償については、今年1月以降、損益通算の関係等、賠償の枠組みが変更になったが、支払い等に若干遅れが生じている。制度の変更によって遅れるというのはシステム上やお互いの意思疎通に問題等があると考えているので、万全を期して最大限のスピード感ある対応をお願いしたい。
- 3倍一括賠償の枠組みについては令和元年で一つの区切りがつく。以後の余儀なき事情による休業賠償の問題等について東京電力から考え方が示され、9月には生産者の方々に説明したが、余儀なき事情の捉え方が明確ではないことから多くの生産者から反対の意見等が出ている。この点については農林水産省や県とも詰めてきた内容でもある訳だが、方向付けをいち早くすることによって、余儀なき事情もより明確に支持されるようになって考えているので、よろしくをお願いしたい。
- 我々も営農再開に向け最大限の努力をしていくので、賠償指針の徹底を含めて適

切なる対応を心から強く要求したい。

【轡田商工会連合会長】

- 先ほどの貴社の説明と実態は違う気がする。一括賠償後の追加賠償について、当会事務局の調査では、約900件の請求のうち、支払いに至ったのは14件、審査中が134件、断られたのが約700件となっている。この数字を見ても先ほど内田室長から説明があった内容とは若干異なると思う。会員事業所からは、賠償手続きの関係で東京電力の指導が強くなってきていると相談がある。
- また、相当因果関係の証憑の問題。当会の会員は家族で経営しているような事業所も多く、細かな数字まで証明する書類を用意するのは難しいのが現状。そこまで書類を整えている会員事業所は数少なく、東京電力が求める証憑が出せない。それが恐らくこの賠償を断られた約700件の中に含まれているのではないかと。事情を推察し、お互いによく話し合いながら、東京電力に責任のあるものはしっかりやっていただきたい。
- 21日にも相双地区の商工会と貴社を訪問することになっている。その際には細かな話も相当出ると思うので良い回答が出せるようにしてもらいたい。

【東京電力 小早川社長】

- 菅野会長からの要望について、基本的な考え方として、被害の実態に応じしっかりと個別の御事情を伺いながら、実態に即した賠償をさせていただきたい。御案内の方法も含めて、もし分かりにくい点や説明不足の点があればしっかりと改善していきたい。特に先ほど損益通算の見直しによって支払いに滞りが生じているとの御指摘があった。その点について補足があれば内田から回答させるが、制度変更に伴い過去の統計等がなかなか入手できず、JAにも事務処理で御迷惑をかけたと認識しているので、このようなことがないようにしっかりとサポートをさせていただきたい。

今後のことだが、生産者に寄り添った丁寧な説明が重要だと考えている。今後の一括賠償後の取扱いをお知らせする際にも、運用の詳細について、JA福島県協議会や生産者の具体的な御事情や御意見を丁寧に伺いながら出来る限り柔軟な対応をさせていただきたい。

いずれにしても原発事故と相当因果関係のある損害がある限り、賠償を継続する方針には変わらないので、引き続き適切に対応させていただきたい。

- 轡田会長からいただいた要望について、個別の御事情があつての被害ということやプライバシー等もあるので、類型や事例をお示しすることは難しいが、基本的な考え方については、先ほど御指摘いただいた中身も含めて少しでも御理解いただけるように努めてまいりたい。事業者一人一人に損害が発生している具体的な御事情については、しっかりときめ細かく伺い適切に対応させていただくことも約束する。

また、証憑の整備が困難ということについて、御請求手続きについては、弊社社員の個別訪問等により、賠償内容、記載方法を丁寧に御説明させていただきながら一括賠償請求時に御提出いただいた資料の最大限の活用等、御請求者の負担軽減に繋がることを可能な限りやっていきたい。

今、轡田会長からいただいた行き届いていない面もあるということもしっかりと反省して引き続き業務の改善に努めてまいりたい。

【東京電力 福島原子力補償相談室 内田室長】

- 今年1月から新方式になった風評賠償について、支払いの滞りにより御迷惑をおかけし申し訳ない。方式の変更に伴いJAからいただいた過去5年分の販売単価データを整備させていただいた。当社の切り替えの事情により少し支払いが遅くなり御迷惑をかけてしまったが、一旦整備されれば、いただいた販売データを御請求書に記載するような御支援も出来ると考えている。

【本田田村市長（市長会）】

- 要求についてはこの要求書のとおりである。是非真摯に対応していただきたい。
- 我々自治体が地域の魅力を県外にアピールする時に放射能が問題になる。原発事故から8年8か月が経過したが、山菜を採って食べることが出来ない。溪流釣りが出来ない。山を散策出来ない。我々がこれまで享受してきた豊かさや生活がなくなった。今まで地域の魅力としてアピールしてきたものがアピール出来なくなった現実がある。このことについて、東京電力としてはどう捉えているのか。
- また、風評被害等について、東京電力の立場からも放射性物質に対する理解を深めていただく努力をしていただきたい。放射性物質に対する理解が深まれば風評の払拭に繋がると思うので、東京電力としてもそういったところにもウエイトを置いていただきたい。

【高橋桑折町長（町村会）】

- 私からは地方公共団体の賠償等について、4点申し上げさせていただく。
- まず1点目は、原発事故対応にかかる行政経費への賠償について。これまで市町村は、住民の安全・安心を守るため、市町村によっては専門部署まで設け、様々な放射性物質検査や除染作業などを実施してきた。また、原発事故によって低下した地域経済等地域活力の復興のため、風評被害対策事業などを積極的に実施してきた。特に、それら専門部署設置に伴う人件費や超過勤務手当、風評対策事業に要した行政経費を請求しても、全額支払われている町村は少なく、このような現状に多くの町村長が強い憤りを感じている。それらは、損害に対する我々町村の捉え方と東京電力の捉え方に大きな隔たりがあるからであり、これまでも要請のたびに申し上げているが、原発事故が無ければ様々な検査や事業に人も予算も必要無かった訳なのでそれらは賠償されて然るべき損害である。ついては、要求書にあるとおり、市町村が住民の安全・安心を守るために実施した様々な事業については、政府指示の有無にかかわらず、事故との因果関係は明らかなので、請求手続きの簡素化を図り、確実かつ迅速に賠償されるよう改めて強く要求する。
- 2点目が、税収の減収に対する賠償。要求書のとおり目的税はもとより、固定資産税を含めた普通税の減少分についても、確実に賠償されるよう要求するが、東京電力では従前より固定資産税については、中間指針等を踏まえ、事故との因果関係のある損害とは言い難いとして拒否している。一方的に拒否するのではなく、市町

村としっかりと協議いただきたいと思っているので、我々の想いにしっかりと答えていただくよう要求する。

- 3点目が、地方公共団体の財物賠償。被災地等の復興をさらに加速化するためにも、自治体の意向を十分踏まえ、個別具体的な事情にも柔軟に対応いただきながら、迅速に財物賠償がなされるよう強く要求する。
- 4点目が消滅時効。文部科学省でも、原賠時効特例法等の制度見直しなど、消滅時効の延長について要請してきた。先般、東京電力としても改めて消滅時効を援用しないことを表明しているが、さらに明確に示していただくためにも要求書にもあるとおり、新々・総合特別事業計画に追記するよう要求する。
- 最後になるが、事故発生から8年8ヵ月が過ぎ、事故の風化が懸念される一方で、福島県では依然として原発事故への風評が根強く、厳しい現状が続いているということをしっかり認識いただき、事故原因者として東京電力の総力を挙げて福島への責任を果たしていただくことを強く要求させていただき、福島県町村会としての要求説明とさせていただきます。

【東京電力 小早川社長】

- 本田田村市長から話があった山間地での豊かさが失われたことについて、広くは実際の放射線量の問題もあるが、多くは風評的な部分が非常に大きいと私どもは認識している。風評対策をする上で、私どもで今しっかりと取り組んでいるところは県産品の安全かつおいしい食材を関東の地でしっかりと体験していただくこと。昨日も一昨日もイベントをしたが、とにかく福島県のおいしさを知っていただく活動は私どもの大きな役割として進めてまいりたい。

また、少しずつだが地元の農家と新しい事業を一緒に進めており、そうしたことを通じて農林業の復興に少しでも貢献したい。

いずれにしても福島県の県産品もしくは豊かさが今後ともしっかりと損なわれることがないように私どもも一緒になって出来るだけ事業の再開もしくは風評払拭にしっかりと取り組んでまいりたい。本当に御迷惑をおかけして申し訳ない。

- 高橋町長からいただいた御要求について、全般として原発事故から8年8か月、この間、自治体の皆様には、私どもの原発事故の対応のために御尽力いただいたことに改めて感謝申し上げます。

自治体を実施された様々な費用に対する賠償について、これまでも人件費を含め追加的な支出については、原発事故との因果関係が確認できる範囲でお支払いの対象とさせていただいている。また、原発事故との因果関係を確認する際には政府支持の有無に関わらず御請求内容をしっかりと経緯も含めて伺いお支払いをさせていただき準備をしている。しかし、私どもの方で自治体の費用に追加があるかどうか、お支払いの可否の一つの判断になっており、その部分で高橋町長の主張と私どものお応えできる部分に若干齟齬があるのではないかと受け止めている。原発事故との因果関係があり、追加的なものについては、しっかりとお支払いをさせていただき準備がある。

請求手続きの簡素化について、追加的な支出など明らかな費用等については、一覧表を使い証憑の緩和を実施している。引き続き請求手続きの負担軽減、簡素化に

努めてまいらる。

- 税込減に係る賠償について、中間指針等の考えを踏まえて特段の御事情がある場合を除き、賠償すべき損害と考えることは残念ながら難しいと考えている。従って、固定資産税を含む普通税の減収分については、原則、お支払いを御容赦いただいている。しかし、目的税のように事業支出との連動性が高く原発事故後も事業の継続が余儀なくされることなどにより損害が発生した場合には賠償の対象とさせていただいている。税の性格ということで私どもも整理をさせていただいていることを何卒御理解いただきたい。
- 財物賠償について、中間指針や原子力損害賠償紛争審査会の見解の基に係る地方公共団体の御意見を伺った上で、賠償方針を御案内し昨年4月より御請求手続きを開始している。今後も御請求いただいた内容について、各地方公共団体の個別具体的な御事情を丁寧に伺いながら適切に対応させていただく。
- 最後に消滅時効について、先ほど鈴木副知事にお答えしたとおりである。繰り返すことになるが、弊社としては、時効の完成をもって一律に損害賠償請求をお断りするとは一切考えていない。時効完成後も御請求者の個別の御事情を踏まえて消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただく。広くこの内容をお伝えすべく御指摘いただいたとおり、新々・総合特別事業計画等への記載も含めて引き続き検討してまいります。
- 御迷惑と御心配をおかけし、改めてお詫び申し上げます。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 私から何点か確認したい。1点目。避難指示区域内の農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者が将来への見通しを速やかに立てることができるよう、関係者の意見を十分に踏まえて早急に確定させていただきたい。
また、先ほどから話があるように、運用の詳細について、一方的にならず納得できるように整理し、なるべく早く確定していただきたい。
- 2点目。商工業等の追加賠償について、総論としては先ほどの内田室長の説明のとおりだと思いが、轡田会長の発言のように、その割には支払実績が伴っていないのではないかと。個別事情を丁寧に伺った上で損害の範囲を幅広く捉え、的確な賠償を行っていただきたい。
また、請求手続を一方的に打切ることなく、賠償対象外とした場合はその理由を詳細に説明し、被害者と誠実に協議を続けていただきたい。
- 3点目。消滅時効について、先ほどの社長の回答は、原発事故に伴う全ての損害賠償請求権について、民法に抵触しない範囲で事実上時効の援用はしないということをご自ら表明したと理解してよいか。
その上で、被害者の不安を払拭するためにも、社長から回答があったとおり、新々・総合特別事業計画等へ位置付けていただきたい。また、今後、時効の援用に係る広報活動を強化していただきたいと考えているので、それについての考えを再度お願いしたい。
- 最後に、基本的な考え方として、時効の完成の有無に関わらず、損害がある限り賠償を継続するというごことを、社長から明言してほしい。

【東京電力 小早川社長】

- 避難指示区域等に係る農林業者への一括賠償後の取扱いについては、繰り返しとなるが、農林業関係者の皆様から実情を伺いながら、実態に即した賠償とさせていただきたいと考えており、引き続き、今後の御請求に支障をきたさぬよう早く検討を進めていく。

いずれにしても、原発事故との相当因果関係のある損害が継続する限り賠償を継続するとの方針に変わりはなく、引き続き適切に対応していく。また、運用等の細目詳細についても一方的にならないようにとの要請があったので、それについてもしっかりと配慮していきたい。
- 商工業者に対する一括賠償後の取扱いについては、事業者から相当因果関係のある損害が、一括賠償額を超過したとの申し出があれば、御指摘のとおり、個別に一件一件、具体的な御事情を丁寧にきめ細かく、お伺いさせていただく。

そのうえで、やむを得ない特段の御事情等により、原発事故と相当因果関係のある損害が、一括賠償額を超過した場合については、適切にお支払させていただきたい。

また、特に請求手続きや御請求に対する回答の御説明にあたっては、個別訪問等で弊社の考え方をより分かりやすく御説明するなど、事業者に御理解いただけるよう、より一層丁寧な御説明を心掛けていく。
- 消滅時効に関する御質問については、お質しのとおりである。

また、消滅時効については、先ほども申し上げたとおり、被害者の皆様から賠償が受けられなくなるのではないかと御心配の声をいただいていること等を踏まえ、消滅時効に関する弊社の考え方を今後も広くお伝えすべく、御指摘いただいた新々・総合特別事業計画等への記載も含め、引き続き検討していく。
- いずれにしても、弊社としては、本件事故による損害賠償の御請求について、相当因果関係のある損害が続く限り賠償するという考えにいささかも変わりはなく、被害を受けられた方々が時効によって適切な賠償を受けられなくなることがないように、時効完成後も、3つの誓いに掲げる最後の一人まで賠償貫徹という基本的な考え方のもとに対応させていただくことを約束する。

【轡田商工会連合会長】

- 新たな問題だが、原発事故で避難し、その避難先で台風19号に被災したというケースが当会の事務局に寄せられている。台風19号災害は東京電力が直接関係している訳ではないが、原発事故がなければ避難先で災害に遭うこともなかった。それに対する答えは我々もなかなか出せないが、そういう事案も発生しているということは御承知おきいただきたい。今日でなくていいので、東京電力から何らかの回答をいただきたい。

【東京電力 福島復興本社 大倉代表】

- 今のお話は私どももいただいている。原子力損害の賠償ではないので、自然災害はストレートにはいかないところ。轡田会長がおっしゃったように原発事故がなけ

れば避難しなかった、避難先でまた被災したという御事情と承っている。現在、検討を始めたところである。大変難しい性格のものだとは思いつつ、もしかすると個別の御事情の中に何かあるかもしれない。

そうでなければ、先日の災害の時も私ども自治体を通じて出来る限りのお手伝いをさせていただいたように私どもが復旧にお手伝いする形でお役に立つやり方もある。その方向で何か出来ることがないか考えたい。

損害賠償の法理としては方向が異なるので、御事情を伺った上で検討しているところである。

【菅野 J A 協議会会長】

- 原因がどこにあるのかを押さえないとダメ。原子力災害と台風災害は別と言うが、原子力災害で避難しなければ商工業者は台風による被災はなかった訳なのでそこはきちんと押さえてほしい。
- 社長から実態に即して具体的に色々改善したいと話を承ったが、除染したからといってすぐに営農再開が出来る訳ではない。現場を見れば分かることで、県や様々な機関を通じての試験栽培等の実施や、そこには水路があったり、ダムから引く水の問題があったり、そこに関わる農道の問題等、色々なものが総合的に関係してくる。生業として考えた時に、商工業でも同じだと思うが、その集落がある程度戻った時に初めて営農再開が出来る。余儀なき休業については、もう少し現場の状況を押さえながら、判断や方向付けをしていただきたい。我々の J A 協議会との話も最終的な詰め段階に近付いているとは理解しているが、その辺の判断については適切にお願いしたい。

【東京電力 福島復興本社 大倉代表】

- 今正に今後の方針について御相談にのっていただいているところだが、今いただいた御意見、お叱りを踏まえてより丁寧に打ち合わせをさせていただきたい。

【高橋桑折町長（町村会）】

- 請求時から何度も申し上げているが、原発事故が起きなければ我々自治体の長もこんな苦勞をする必要もなければ住民もずっと平和に過ごしていくことが出来た訳であり、そこから問題が始まっている。先ほど田村市長が言ったように正に豊かな自然が失われた、生業が失われた、住むところが失われた、水が失われたということが根底にある。台風 19 号による大雨で、除染していない川の底や森林に大量の水が流れ込みどうなっているのかとの話が出ているが、意外と問題化してなくてほっとしている。皆努力してここまで頑張ってきた中で、今般の台風で寝た子を起こすように放射能の話が再発したら我々の生業、産業は大変な事態に陥るということを併せて申し述べておく。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 今話があったように原発事故から 8 年 8 か月が経過してもなお、福島県は非常に深刻な影響があるので、それを前提に取り組んでいただきたい。今回の風水害も全

く影響がないという訳ではないので、全ての根源は原発事故だということを基本として様々な事業、考え方を組み立てていただきたい。

- そういう中で損害がある限り賠償を継続すると話があったように、被害者一人一人最後まで被害の実態に見合った賠償を确实、迅速に行って原子力災害の原因者としての債務責任を果たしていただきたい。
- 福島県の実情、今日の意見を真摯に受け止めて今後とも福島県、被害者に対して誠意を持って対応いただきたい。

(以 上)

ぶら下がり取材対応（東京電力）

対応者：小早川社長、大倉代表

（NHK）

先月、消滅時効に関する考え方を表明されたが、震災から10年が迫っている中、改めて消滅時効についての考え方を示して欲しい。

（小早川社長）

私どもは原発事故を起こした当事者として損害がある限り最後の一人まで賠償を貫徹するという大きな方針を持っている。そうした観点から、時効による請求権の消滅については御心配を多くいただいているので、私どもの方から先日そういうことがないよう表明をさせていただいた。

本日、改めて鈴木副知事を始め明文化するよう御要請をいただいた。新々・総合特別事業計画は既に発行されているものなので、その次になるかも含めてしっかりと明文化することも検討してまいりたい。

（福島民友）

商工業の一括賠償後の追加賠償について、嚮田商工会連合会長から実態として、被害に対し実際の支払いが伴っていないのではないかと指摘があったが、こちらについての受け止めは。

（小早川社長）

昨年から実態の例示や類型化を検討してほしいとお言葉を頂戴している。一方、個別の御事情に対応して賠償していく部分になるので、個別の御事情を類型化しにくい面もある。私どもも可能な限りお支払いできるケースや難しいケースをどのようにお伝えしていけばいいか引き続き検討していくが、個人のプライバシーの部分があることや、個別の事業における御事情によって対応していることから、なかなか類型化しにくい事情があることは御理解いただきたい。

その上で御請求があったところについては丁寧に理由も含めて説明してほしいという御要請もいただいたので、それについては引き続き個別に取り組んでまいりたい。

（福島民報）

分かりにくい部分や賠償できない理由を個別に明確に説明するという意味だと思うが、個別にではなく賠償できない理由を例示する考えはないのか。

（小早川社長）

そこは全く否定している訳ではなく、先ほども申したように誤解なくお伝え出来る範囲でそういう形でお示しすることが適当なものが出来てくれればしっかりとお伝えしたいと思う。個別の御事情がなかなか類型化できない前提条件に立つと同じ

ような事象でもこの方はこういう御事情でお支払い出来るが、この方はこの御事情には当たらないというような非常に誤解を与えやすい場合もあるので、そういう意味でこちらも誤解を与えないよう慎重に今の対応をさせていただいているところもある。先ほどから出来る限り分かりやすく丁寧にということは承知しているので、出来る限りチャレンジは続けていきたいが、なかなか難しいという事情も御理解いただきたい。

(福島民友)

農林業に係る避難指示区域外の風評賠償について、J Aから支払いが滞っているのではないかとの指摘があったが、回答があったとおりに事務手続きが進めばまた円滑に支払われるという認識でよいか。

(小早川社長)

そのように承知している。

(大倉代表)

初期の行き違いや私どもの力不足であったと思うが、大変申し訳なかった。今、会場でも御回答申し上げたとおり、今後は円滑な賠償に移行していくと思っているので、引き続きしっかりと取り組んでいく。

(河北新報)

台風19号とのいわゆる二重被害に対する御回答の趣旨は、何らかの支援策は御検討されるという理解でよいか。

(大倉代表)

支援策ではなく、これまで受付をしてきた賠償項目の中で今回の損害被害も見てもらえないかとの御意見が多いことを私どもも認識しており、今日も改めて伺ったということである。従って私どもが受付している損害賠償の中でお受けできるものがあるかどうかは今一度考えたいと思うし、それ以外でも災害の復旧についてのお手伝いで私どもが出来ることはないかということについても考えを巡らせたいと今日説明申し上げた。

ぶら下がり取材対応（福島県原子力損害対策協議会）

対応者：鈴木県協議会会長代理（副知事）

（福島民友）

賠償の時効について小早川社長から新々・総合特別事業計画等を含めた明文化を検討するという表明があったが受け止めは。

（鈴木県協議会会長代理（副知事））

口頭では時効を援用しない旨はずっと言っていたが、被災者、被害者の不安払拭のためには何らかの明文化が必要だと思っているので、そういう意味で今日前向きな回答いただいたということは評価したい。

（NHK）

東京電力の賠償について、もうすぐ8年8か月が経つが、賠償の進捗状況について進んできているのか、まだまだ十分ではないと捉えているのか。

（鈴木県協議会会長代理（副知事））

農林業であるとか商工業であるとか大枠ではそれぞれ進んでいると思うが、個別具体的な賠償には様々なケースがあり、その辺が色々滞っているのかなと認識している。そういう意味では今日、個別の事情についてお互い納得できるまで議論して理由を明確にしてほしいと要求したので、今後ともその辺に焦点を絞って東京電力に強く求めていきたい。